

第1部会における主な論点

引受審査に係る事項	コンフォートレターに係る事項
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引受証券会社の財務情報にかかる責任の明確化 金商法第17条及び第21条の規定の違いにより、引受会社の責任範囲が不明確になっている。財務情報に係る引受会社の責任が明確化されれば、財務諸表に関する詳細な質問等の審査手続きは簡素化が可能である。 ➤ 「またぎ」の問題 追補書類提出後から払込までの期間に、決算発表、四半期決算発表をはさむ日程や有価証券報告書、四半期報告書提出をはさむ日程（いわゆる「またぎ」）は、ディスクロージャーの問題、投資家への説明の問題、審査手続きが困難等様々な問題がある。 ➤ 四半期決算発表後から四半期報告書提出までの期間における追補書類提出 四半期決算発表（四半期末から30日程度）から四半期報告書提出（四半期末から45日以内）までの期間は2週間程度と短く、継続審査手続き、未レビューの四半期財務諸表の取扱い（コンフォートの調査可否）、四半期報告書またぎ等の問題がある。 ➤ コンフォートレターに係る諸問題 コンフォートによる調査を依頼しても、右記のように調査を拒否されるケースがある。この場合、引受会社の判断により発行会社を直接訪問して調査する等代替手続きを実施しているが、事務負担の増大を招いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査済の連結財務諸表及び財務諸表 ファイナンス時と監査証明の日付には時間的隔たりがあるため、コンフォートレターにおいて監査証明の対象となった財務諸表等に係る調査を依頼している。以前は監査報告書そのものについて訂正を必要とする事項が判明していない旨の記載をしてもらっていたが、平成19年4月の改正により連結財務諸表及び財務諸表の訂正を必要とする事項が生じていないかどうかを発行会社の会計責任者に聴取することに変更されたことにより意味合いが大きく変わってしまっている。 ➤ 事後の変動における総括的手続結果 海外では Negative Assurance を付す場合もあるようだが、国内においては保証業務ではないとして総括的手続結果となっている上に、年度決算とほぼ同様の月次連結財務諸表を作成している必要がある等実施基準が厳しく、実務的には総括的手続結果すらほとんど付す事ができないものとなっている。 ➤ 総括的手続結果によらない事後の変動調査 総括的手続結果によらない事後変動の調査であっても、調査期間の制限や連結月次を行っていない、子会社は対象にしてもらえない等の様々な制約がある。 ➤ 監査・レビュー終了前の財務諸表等に係る調査の可否 未監査の財務諸表、未レビューの四半期財務諸表が添付される場合に、監査・レビュー終了前であるとして当該財務諸表等の調査を拒否されるケースがあり、情報開示の正確性確保に問題が残る。 ➤ 財務情報ではあるものの内部統制の管理下にある資料での照合が不可として調査を拒否される事項 調査対象になるのは監査の対象となった会計記録に係るもののみとされているため、財務諸表に密接に関係する数値であっても調査対象から除外されることがある。 ➤ ファーストコンフォートレターの受領 追補書類提出時点における記載内容の正確性確保のために「財務諸表等以外の財務情報」に関する調査を依頼し、追補書類提出日にファーストコンフォートレターを提出するよう要請しているが、作業期間が確保できない等の理由により監査人に拒否されるケースが多々ある。 ➤ AUP コンフォートレターの対象にできない財務情報等を AUP（合意された手続）として調査を依頼するケースがあるが、監査人に拒否されるケースが多い。 ➤ 監査人の交代 監査人の交代時には、前任監査人及び後任監査人ともに制約があり、調査対象が限定される傾向にある。